

有害鳥獣対策の取り組みの強化を求める意見書

近年、野生鳥獣（イノシシ・サル・シカ等）の生息数の増加、生息（活動）域の拡大による農林漁業への被害の増大は、地域の過疎化、農林漁業者の高齢化等の問題とあいまって、地域の重要な産業である農林漁業の存続を脅かしかねない深刻な状況にある。

これを放置すれば、農山村地域における農林漁業に大きな影響を及ぼし、これまで農林漁業が適正に営まれてきたことにより維持されてきた森林や農地の多面的機能、食料の供給機能にも重大支障が生ずることが懸念される。

ついては、有害鳥獣被害の増大深刻化に対し、これまで以上に抜本的対策を講ずるよう下記事項について強く要望する。

記

1. 有害鳥獣の生息数等の把握

有害鳥獣の生息数、生息（活動）エリア、農林漁業被害、生活被害の実態の的確な把握と、これに基づく個体数管理の計画、体制の確立を図ること。

2. 広域的な被害防止対策の推進

自治体においてはそれぞれ防護柵の設置や有害鳥獣駆除を実施しているものの、有害鳥獣が広域的に生息、活動していることから、十分な効果があげにくい状況に鑑み、自治体や地域の枠を越えた広域的な被害対策の実施と支援を行うこと。

3. 有害鳥獣駆除に関する規制緩和の実施

有害鳥獣駆除においては、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき対処しているが、狩猟免許保持者の高齢化等により、地域における駆除体制の確保が難しくなりつつあることから、有害鳥獣駆除の目的で市町村や農林漁業者が行うワナの設置に関する規制緩和措置を設けること。

4. 人と野生生物の棲み分けの推進

野生鳥獣の生息環境を確保するための奥山における広葉樹林の保全及び育成及び集落周辺の緩衝帯（バッファー）の設置、集落周辺の森林整備（間伐）、耕作放棄地対策等を推進し、人と野生鳥獣の生活、棲息エリアを峻別し、被害の抑止、未然防止対策を講ずるための取り組みと支援を講ずること。

5. 財政負担の軽減

有害鳥獣対策に要する経費負担が市町村の財政を圧迫していることから、関連予算の充実、強化、地方財政措置の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月4日

岐阜県郡上市議会

提出先

内閣総理大臣 農林水産大臣 環境大臣 総務大臣